

資料提供

平成30年6月8日(金)14:00
文化庁・県と同時提供

【解禁（文化庁・県と同時発表のため）】

テレビ・ラジオ 6月15日(金)17:00以降
電子メディア 6月15日(金)17:00以降
新聞 6月16日(土)朝刊以降



平成30年6月8日

担当課	和歌山城整備企画課
担当者	山路・橋爪
電話	(073) 435-1044
内線	3835

史跡和歌山城の追加指定について

国の文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）は、平成30年6月15日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、和歌山市所在の史跡和歌山城に扇の芝の一部を追加指定することを文部科学大臣に答申する予定です。

【追加指定される文化財】

- ・ 名称 史跡和歌山城
- ・ 所在 和歌山市一番丁3番
- ・ 追加指定地 扇の芝と呼ばれた場所のうち追加指定条件の整った部分
(和歌山市雑賀屋町東ノ丁65番、66番)

※詳細は別紙のとおり

※万が一、答申が遅れた場合は別途連絡いたします。



史跡和歌山城と追加指定地の概要

史跡和歌山城

和歌山県北部を流れる紀の川河口部南岸に位置する近世城郭です。天正13年（1585）に羽柴（のち豊臣）秀吉が、弟の秀長に命じて築城したのが始まりであり、その後、慶長5年（1600）には、関ヶ原の戦いで徳川家康に味方した浅野幸長が紀伊国を拝領して連立式天守を建築するなど、豊臣氏の城郭を基礎として整備が進められます。

元和5年（1619）には、徳川家康の十男である頼宣が和歌山城主になったことにより、砂の丸、南の丸を造成するなどされ、現在の和歌山城の縄張りが整えられ、御三家にふさわしい城郭となりました。

昭和6年（1931）3月30日に国史跡に指定されています。

追加指定地

和歌山城南西に位置する扇の芝は、江戸時代には芝地であり、2つの役割があったと考えられています。

1 軍事的な役割

城の北西から南西にかけては堀がないことから、城外の見通しを確保し、有事に備えて敵の動きを察知するために大きな空閑地を設けたと考えられています。

2 城のメンテナンスヤードとしての役割

弘化3年（1846）に落雷により焼失した和歌山城の天守を嘉永3年（1850）に再建する際に「御普請所」として利用されています。

そのため、和歌山城と一体性が強い空閑地として、紀州徳川家により維持管理されてきた場所です。江戸時代の姿は『紀伊国名所図会』に見ることができます。

指定面積

既指定地	207,474.00㎡
追加指定地	49.57㎡
（合計）	207,523.57㎡

史跡和歌山城（和歌山市）

平成30年6月15日 国文化審議会 追加指定答申

和歌山城

天正13年（1585）に羽柴（のち豊臣）秀吉が、弟の秀長に命じて築城したのが始まりである。

浅野幸長の城郭整備を経て、元和5年（1619）に徳川家康の十男の頼宣が和歌山城主になったことにより、御三家の居城としてふさわしい城郭に整備された。

昭和6年（1931）3月30日に国史跡に指定されている。

追加指定地

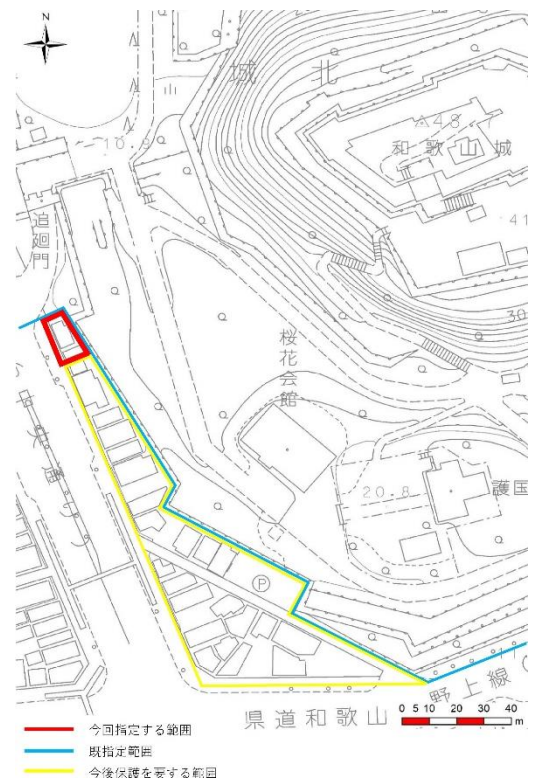
和歌山城南西にあった扇の芝と呼ばれた場所の一部

追加指定地面積

49.57㎡（追加指定後面積207,523.57㎡）



扇の芝 遠景



追加指定地の位置